

事 務 連 絡  
令和8年7月1日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課  
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「小学校等における医療的ケア実施支援資料」の改訂及び  
「学校における医療的ケア実施に関するガイドライン【ひな型】」  
の作成について（周知）

平素より、特別支援教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、学校に在籍する医療的ケア児の数は年々増加する傾向にあり、医療的ケア児に教育を行う体制の拡充が求められています。

つきましては、当省ホームページにおいて下記の資料を公表しましたので、各都道府県教育委員会特別支援教育担当課におかれては所管の特別支援学校等及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会特別支援教育担当課及び各市町村（指定都市を除く。）教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。その際、例えば他の案件とまとめた周知や、クラウドを活用した文書の共有等、学校の事務負担軽減にご配慮いただくようお願いいたします。

記

## 1. 小学校等における医療的ケア実施支援資料の改訂について

医療的ケア児が年々増加傾向にあることなどを踏まえ、小学校等の教職員や教育委員会等の職員の医療的ケアに関する理解を促すとともに、具体的な受入れ体制の構築の参考にしていただくため、令和3年6月に本資料を作成しました。

このたび、これまでに教育委員会等から問い合わせのあった内容などを踏まえ、編集協力者、関係省庁及び省内関係局課などの協力の下、本資料の改訂を行いました。

小学校等やその設置者である教育委員会等におかれては、本資料を参考にするなどして、引き続き、医療的ケア児の受け入れ体制の構築に努めていただくようお願いいたします。

## 2. 学校における医療的ケア実施ガイドライン【ひな型】の作成について

令和5年度の「学校における医療的ケアに関する実態調査」において、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会のうち、学校における医療的ケアの対応の在り方等を示すガイドライン等を策定している教育委員会の割合は54.2%でした。

このような状況を踏まえ、令和7年度に調査研究を実施し、各教育委員会等が「学校における医療的ケア実施ガイドライン」を検討する際の留意点や記載事項、記載例などを示した【ひな型】を作成しました。

まだ策定していない教育委員会におかれては、今回作成した【ひな型】を参考に策定に向けた調整を開始くださるとともに、すでに策定している教育委員会におかれては見直しの際に参考にしてくださるようお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

E-mail : [seika@mext.go.jp](mailto:seika@mext.go.jp) TEL : 03-6734-3192